国府市・国府交易圏に関する再論

栄 原 永遠男

- 1. はじめに
- 2. 古代の市の再検討
 - (1) 粟津市と「市」
 - (2) 小川市
 - (3) 常陸国の高浜
 - (4) 出雲国の朝酌促戸渡と忌部神戸
 - (5) 深津市
 - (6) 木ノ市と内ノ市
 - (7) 海石榴市

- 3. 国府市と国府交易圏
- (1) 国府市の定義
- (2) 地方市と国府市の関係
- (3) 国府と市の位置関係
- (4) 国府市の新設・再編
- (5) 市司
- (6) 国府交易圏の構造
- (7) 国の境界と流通経済圏
- (8) 比国交易
- 4. むすび

- 論文要旨 -

本稿は、旧稿や拙著にたいする批判のうち、地方市・国府市・国府交易圏について、私見を再検討することを目的としている。まず、国符による指示によって、郡が交易する地方市を「国府市」と考えたい。すなわち、国符を受けた郡が交易調達するところの、もっとも有力で便宜ある地方市が国府市である。そのような市がない場合、またあっても何らかの問題がある場合には、既存の市が再編成されたり、国府所存郡に新たに市が設定された。したがって、国府市とは、新設をのぞけば、既存の地方市そのものか、それを再編したものである。国符による物資の調達は、有力な市が所在したり国府が所在する特定の郡が、国府のために行うことが多くなるのは当然である。その場合、その市こそ国府市である。また、他の郡が、その郡内にある市で交易調達にあたることもあった。これも国府市である。このような国のための交易調達に利用される流通経済の広がりを、「国府交易圏」としてとらえる。国司を本司とする市司とは、このような複数の郡による交易調達や、複数の国府市を管轄する機関である。国府交易圏による物質の交易調達は、国という行政区画に規制されているので、国府交易圏とは国を単位として存在する。しかし、国府市は、既存の有力な市である場合が多いので、その国府市をめぐる流通経済が、国の境界をこえて展開していることは有りうる。

1. はじめに

わたくしは、1992年2月に『奈良時代流通経済史の研究』(塙書房、以下「前著」という)という拙著を刊行することができた。これは文字どおりの拙著であると考えているが、それにもかかわらず、南部曻・樋口知志・福原栄太郎の三氏には、わざわざ研究会を開いて、多大の労力と時間を費やして拙著を書評していただけた。これは「前著」の全般にわたる詳細かつ長大な書評で、このたび『続日本紀研究』282号(奥付1992年10月、実際は1993年3月刊)、283号(奥付1992年12月、実際は1993年4月刊)に分載された(以下「書評」という)。

また、松原弘宣氏は、「前著」のもとになった拙稿(「奈良時代の流通経済」『史林』 55-4、1972年7月、以下「旧稿」という)にたいして、たびたび批判を加えていただいた(以下、ABCDで表示する)。

- A 「奈良時代の地方市と水上交通」(『愛媛大学教養部紀要』15,1982年12月)
- B 『日本古代水上交通史の研究』(1985年8月,吉川弘文館)
- C 「地域交易圏と水上交通-周防灘と伊予灘を中心として-」(『歴史学研究』616, 1991 年2月)
- D 「海上交通の展開」(稲田孝司・八木充編『新版[古代の日本]④中国・四国』角川書店,1992年1月)

これらの「書評」・論考で、拙論について指摘・批判をしていただく機会がえられたことは、わたくしにとって幸せであった(1)。これらで指摘・批判を受けた点のなかには、わたくしも内心ひそかに問題を感じており、納得できる点が多かった。また、わたくしの気のつかなかった誤り(単純なミス、論理矛盾)も多く指摘していただけた。しかし、私見の根幹にかかわる指摘・批判も少なくなかった。南部・樋口・福原の三氏ならびに松原氏に対して深く感謝する。それとともに、指摘・批判いただいた点については、誠実に受けとめ、それを糧にして、時間はかかっても私見を発展させていくことが、四氏のご好意にこたえる道であると考える。

しかし、指摘・批判をいただいた点は多岐にわたるので、一度に全部について対応することは とうていできない。そこで、問題をいくつかにわけて、順次検討していくことをお許し願いたい。 そこでまず本稿では、地方市・国府市・国府交易圏についてとりあげることとする。これらは、 私見の重要な柱の1つであるが、しかし同時に、わたくし自身も以前から問題が多いと考えてい た点である。もちろん、この点についてすら、指摘・批判いただいた点は多く、そのすべての点 について対応することは困難であるが、できるだけ努力したい。

地方市・国府市・国府交易圏にかんする従来の私見は、個々の論点については行論のなかで随 時示すが、概略は、つぎのようである。

(1) 古代に存在した市は、地方市と国府市の2つのタイプにわかれる。

- (2) 地方市は、自然発生的で非政治的なもので、水陸交通の要地に成立することが多い。市関係の郡郷里・駅・神社の名の分布からみて、地方市は各所に成立していたらしい。その成立に国府権力は介在せず、そこでは私的な経済活動が主として展開されていた。
- (3) 国府市は、国府経済と国府官人の私経済とをささえるために、国府(律令国家)によって 上から設定・編成され、その政治的統制下におかれた官市=政治的市である。国府市の設定 にあたっては、近隣に存在していた地方市を利用することもあった。
- (4) 国府市の存在は、国府を本司とする市司の存在、国府(推定地も含む)近辺に存在する市 関係地名、国府・国府官人が政治的・経済的に市を必要としていたこと、などの諸点から推 定しうる。
- (5) 国府市は、その機能をまっとうするために延長部分を必要とした。地方市・国府津・駅などが国府市と結び付いて、国府交易圏を形成した。

これにたいして松原氏は「栄原氏の研究は奈良時代における流通経済の特質を明らかにしようとしたものであるため、その形成・展開過程は必ずしも明らかにされてはいない。また、国府交易圏の概念・位置づけ方には従いえない部分もある」(C32ページ)、「従来の国府交易圏なる概念が断案でないことは明か」(C63ページ)として、批判を集中している。

また「書評」は、第1章について「『国府交易圏』については問題点が少なくない」(上18ページ)、「『国府交易圏』の仮説には、なお多くの解決すべき問題があると考える」(上19ページ)とし、第5章について「我々のみるところ、氏(栄原)は『国府交易』の内容については一定の掘り下げた考察を行っているが、一方で『国府交易圏』の具体的構造がほとんど深められていない点が遺憾に思われる」(上30ページ)と指摘している。また、同じ第5章では「何故か『国府市』が政治的市(官市)であるとの主張は、直接的にはなされておらず、この点あるいは『国府交易圏』に関する氏の見解に幾分かの変化が生じているやにも窺われた」とのべ、さらに「『国府市』および『国府交易圏』の概念に関する現時点での氏の具体的認識を本章(第5章)から明確に窺い知ることはできず、この点心許ない感を禁じえないのである」(以上、上30ページ)と批判している。

以上からうかがえるように、松原氏と「書評」による私見に対する批判は、全面的かつ徹底したものである。これらによって、地方市・国府市・国府交易圏にかんする私見は、満身創痍の状態となってしまったといって過言でない。したがって、これらの批判を正面から受けとめ、私見を立て直し、さらに発展させることは、容易なことではない。指摘・批判を手がかりにして、再度私見を考え直してみたい。

2. 古代の市の再検討

前説で述べたように、私見に対する松原氏と「書評」の指摘・批判は多岐にわたっている。そ

の一つ一つについて一対一対応で回答していくことは、各批判点が相互に関係しあい、かつ根本 的な場合が多いために、あまり生産的とは思えない。いま必要なことは、原点に立ちかえって、 古代の市について基本からもう一度検討し直すことであると考える。

しかし、史料にみえる古代の市のすべてについてそれをおこなうことは、一度にはできない。 そこで、本稿では、「書評」や松原氏が問題としたり、私見の再検討に関係する市をとりあげる こととする。そのうえで、指摘・批判の各論点について考えていくこととしたい。

(1) 粟津市と「市」

近江国府は、1960年からの発掘調査によって、大津市瀬田神領町において国庁の内郭政庁域の所在が確認された(3)。この近江国府と関係すると考えられる「市」については、「旧稿」(38~41ページ)、「前著」(25~28、199~201ページ)で、たんに地名だけでなく、奈良時代の文献史料が残る希有の事例として重視し、地名と文献の両面から検討を加えた。それは次の諸点にまとめられる(3)。

- (1) 国府のすぐ西方の瀬田橋本町に小字「市ノ辺」があるので、その近くに市(以下単に「市」と称する)の存在が想定できる。旧東海道はこの地点のすぐ北側の瀬田橋で瀬田川をわたって国府に入っていた。瀬田橋の地点は、瀬田川水運の運賃計算の起点とされており、瀬田川水運の要地であった。したがって、この「市」は水陸交通の要地に立地し、国府と密接な関係にあった。
- (2) 天平宝字 6 年 (762) 閏12月23日の造東大寺司符案(『大日本古文書(編年)』 5 巻333~4ページ、以下、五333~4のように略す)によると、近江国府のもとに「市司」があったと考えられる(4)。
- (3) 天平宝字6年7月1日「造石山院所解案」(十五219~220、『大日本古文書(編年)』による文書名は「」で示す。以下同じ)と「造石山院所銭用帳」の同年7月3日条(五362~3)とは、相互に関係する。これらによると、造石山寺所は、漆と墨縄を「此市」では購入できず、「奈良」で購入している。したがって、「此市」とは造石山寺所の近くにあったと見なければならない(5)。
- (4) 造石山寺所の近くにあった「此市」は、近江国府のもとにあった「市司」の管轄下にあり、国府市の実例と考えられる。その所在地は小字「市ノ辺」付近であったと推定される。 このうち(2)について、松原氏から批判が出されている。すなわち氏は、(2)の史料にみえる「市司」を、「近江国府市の役人とみることは自然」であるとして私見をほぼ認めた上で、
 - ① 「この市司が近江国府市全体を東西市の如く管理していたかどうかは不明である。」
 - ② 「市司が近江国衙から派遣されたか,造東大寺司から派遣されたか断定できない」
 - ③ 「仮に国衙から派遣されたとしても、国衙経済に関わるもののみに対する沽価の統括の可能性も皆無とはいえない」

などの諸点を指摘している(いずれもB497ページ)。私見では、「市司」を、松原氏のいうように、「近江国府市の役人」とか、近江国府や造東大寺司などから「派遣された」ものとは見ておらず、近江国司の官僚機構の中の市を担当する部局もしくは担当官と考えている。

(2)の史料は、「東寺写経所牒案」(十六113、五333)とあわせて考えると、造東大寺司は、盗難事件の処理を国に引き渡さない態度をとり、取り調べを命じた勢多荘領に対して、もし国司および市司から何かいってきたときには、こちら(造東大寺司)から回答すると指示していると解せられる(6)。これによると、造東大寺司は、この盗難事件の取り調べに「国府及市司」が乗り出してくる可能性を想定し、これを排除しようとしていることになる。したがって、「市司」は、②のうち「造東大寺司から派遣された」ものとは考えられない。

つぎに、このようなわたくしの理解からすると、市司は盗難事件の取り調べにも関わってくることになる。おそらく盗品が市で売買される可能性があるからであろう。したがって、③のように、市司の職務を国衙経済に関係する沽価の統括のみに限定することはできない。つぎに①は、東西市の如く管理するとはどういう意味か理解しにくいが、③と関連させて、東西市司が沽価の統制以外に市内の警察的機能なども担当していたことをいうのなら、これも当たらないことになる。以上から、先の(1)~(4)の私見は、現在も変更する必要がないと考える。

一方,近江については、もう一つ別の市が史料にみえる。『日本書紀』天武元年(672)7月辛亥(22日)条によると、壬申の乱で近江に攻め込んだ大海人皇子側の村国連男依らは、瀬田橋をはさんで、大友皇子らの近江朝廷軍と激戦をまじえたが、ついにこれを突破した。これによって近江側は総崩れとなり、勝利した男依らは粟津岡の下で隊伍を組み直した。そして、翌壬子(23日)条に、

男依等,斬近江将犬養連五十君,及谷直塩手,於粟津市。

とある。この「粟津市」は他に見えず、これまでにも市関係の論考でとりあげられたことはあまりない。

さて、この史料は、市で刑罰を執行した実例である。おそらく公開処刑であろう。この二将は近江側で最後まで抵抗した人物とみられる。その二人を斬刑という極刑に処したのは、大海人皇子側が決定的に勝利したことを、地域民衆に強烈に印象づける意図からであろう。したがって、この刑の執行は、政治権力が粟津市の機能を利用したことを意味する(*)。その格好の場として粟津市が選ばれたということは、この市がこの地域の民衆のなかに定着していたことを示すのではないか。

粟津市の所在地ははっきりしないが、上記の壬申紀の記載によると、瀬田橋の西方あったことになる。琵琶湖の南湖から瀬田川が流れ出す付近の西岸側に、現在も粟津の地名が残っているので、そのあたりに存在していたのであろう $^{(8)}$ 。この推定によると、粟津市と「市」とは、瀬田川をはさんで比較的近接して立地していたことになる(図1)。そうすると、両者はどのような関係で理解したらよいであろうか。



図1 粟津市と「市」(1) (足利健亮氏の原図に一部加筆)

そこで注意されるのが、粟津市の所属郷である。粟津市の所在地は、奈良時代には志賀郡の古市郷に属していた。「古市郷」という郷名は、天平元年(729)の「近江国志何郡計帳」(一387~9)にみえるのがもっとも古い。この地名は、そのころにはすでに存在していたことが確認される。それでは、「古市」とはなにか。

この点で注目されるのが『滋賀県の地名(日本歴史地名大系25)』(1991年2月,平凡社)の見解である。そこでは、郷名の「古市」は当然粟津市のことと考えられるとして、「その由来は奈良時代の近江国庁が瀬田川東岸の勢多に占地したため、勢多に新たに『国府市』が設置され、粟津市が古市とよばれたとみられている」と指摘している(165ページ)。

この見解は、比較的近隣にある二つの市の相互関係や、「古市」という奈良時代に存在した地名の由来をうまく説明しえており、支持しうる。以下、この見解にしたがって私見を敷衍したい。後述するように、国府の必要とする物資の交易調達は、国符を受けた郡がおこなったと考えられる。これによると、8世紀中葉に瀬田橋の東側(栗太郡)に国府が建設されると、国府所在郡である栗太郡が近江国府のために交易を担当することが増えていくことになる。これにともなって、「市」における交易はさかんになり、志賀郡にある粟津市の機能は、しだいに「市」に吸収されていったと推定される。「市」がまったくの新設か、それとも従来からの交易場所を整備拡充したものか明かでないが、国府の設置にともなって「市」は面目を一新したと考えられる。



(20万分の1地形図に一部加筆,以下同じ)

(■ 国府, ● 国分寺, ○ 国分尼寺の所在地もしくは推定地,以下同じ)

さて、粟津市と「市」があった琵琶湖の南端部は、琵琶湖水運と深く関係していた。そのことを示す著名な事例が、『日本霊異記』中巻第24縁の説話である⁽⁹⁾。

閻羅王の使の鬼、召さるる人の路を得て免す縁 第二十四

楢磐嶋は、諾楽の左京の六条五坊の人なり。大安寺の西の里に居住す。聖武天皇のみ世に、其の大安寺の修多羅分の銭三十貫を借りて、越前の都魯鹿の津に往きて、交易して運び超し、船に載せ家に将ち来たる時に、忽然に病を得、船を留め、単独家に来むと思ひ、馬を借りて乗り来たる。近江の高嶋の郡の磯鹿の辛前に至りて、睠みれば、三人追ひ来る。後るる程一町許なり。山代の宇治椅に至る時に、近く追ひ附き、共に副ひ往く。……使の鬼答へて言はく「我等、先に汝が家に往きて問ひしに、答へて日はく『商に往きて未だ来らず』といふが故に、津に至りて求め、当に相ひて捉へむと欲へば、四王の使有りて、誂へて言はく『免す可し。寺の交易の銭を受けて商ひ奉るが故に』といふが故に、暫免しつるのみ。汝を召すに日を累ねて、我は飢ゑ疲れぬ。若し食物有りや」といふ。……

平城京の左京 6 条 5 坊の人で大安寺の西の里に居住する楢磐嶋は、大安寺の修多羅分銭30貫を借りて、越前の都魯鹿津にいき、そこで交易した。琵琶湖を船で運搬中に急病にかかったので、途中で船を留めて上陸し、馬で帰ることにした。そして、「高嶋郡の磯鹿の辛前」(大津市唐崎付近)、「山代の宇治椅」(宇治市宇治)を経て平城京にもどっている。これは、大津市浜大津付近から山科盆地をとおって、宇治橋で宇治川を渡り、木津川東岸を南下する陸路であろう。また、楢磐嶋が病気にならずにそのまま水運をつづけたとすれば、琵琶湖では湖西側を南下し、瀬田川にはいり、宇治川-巨椋池-木津川⁽¹⁰⁾をへて泉津に達し、そこで荷揚げをして陸路平城京に至ったはずである(図 2)。

この水運に関連して注意したいのが、天平宝字6年(762)7月23日「造石山院所解」(五256)にみえる「国懸文」である。この文書によると、宇治から進上された桴工(土師石国、民鎰万呂)が「自勢多椅間迄宇治椅、漕榑一千材之功食料、充米一十俵、此国懸文所載(下略)」と述べている。この「国懸文」とは、公定の材木運漕費を近江国司名で勢多(瀬田)橋辺に掲示したものと考えられている⁽¹¹⁾。これによると、瀬田橋~宇治橋の公定運賃が定められている。ここで、瀬田橋の地点が区切り点となっているのは、いったいなぜであろうか。『万葉集』には、

近江の海 湊は八十ち いづくにか 君が舟泊て 草結びけむ

(巻七1169,「羈旅にして作る」のうち)

磯の崎 漕ぎたみ行けば 近江の海 八十の湊に 鶴さはに鳴く 未だ詳らかならず

(巻三273,「高市連黒人の羈旅の歌八首」のうち)

のような歌がある $^{(12)}$ 。これによると、琵琶湖の各所には多くの湊・津があり、いつも多数の船が往来していた。これらの船は、『万葉集』巻七 $1253\sim4$ (「問答」のうち)の、

楽浪の 志賀津の海人は 我なしに 潜きはなせそ 波立たずとも 大舟に 梶しもあらなむ 君なしに 潜きせめやも 波立たずとも 右の二首,海人を詠む。 によると、「大舟」であった。物資を満載した大舟は、瀬田付近に集まってくる。一方、淀川 - 木津川で川船が利用されていたことは、「前著」(151~4ページ)で指摘したとおりである⁽¹³⁾。そこで、瀬田川を下るためには、大船から川船に荷を積み替える必要がある。その場所が瀬田橋付近であったのであろう。瀬田橋辺に「国懸文」が掲示され、瀬田橋が運賃計算の起点とされたのは、このためである。

古代の勢多橋のあたりは、琵琶湖を運ばれてきた多くの物資が集散するところであり、「諸百姓船多停宿所」(十五205)、すなわちさまざまな人の船が多く係留されているところでもあった。また、陸上交通の要所であることはいうまでもない。古代の瀬田橋の位置は、現在の勢多唐橋のやや南であったから⁽¹⁴⁾、「市」は古代の勢多橋のたもと付近にあったことになる。ここに「市」が設置もしくは整備拡充されたのは、交易の便に対する配慮の結果であろう。

(2) 小川市

美濃国に「小川市」があったことは、つぎの『日本霊異記』中巻第4縁によって、よく知られている。

力女, 捔力し試みる縁 第四

聖武天皇の御世に、三野の国片県の郡小川の市に一の力女有り。人と為り大きなり。名を三野狐とす。是は、昔三野の国の狐を母として生まれし人の四継の孫なり。力強くして百人の力に当る。小川の市の内に住み、己が力を恃み、往還の商人を凌け弊ひ、其の物を取るを業とす。時に、尾張の国愛智の郡片輪の里に、一の力女有り。人と為り小し。是は昔、元興寺に有りし道場法師の孫なり。其れ、三野狐が人の物を凌け弊ひて取ると聞き、試みむと念ひ、蛤五十斛を捕り船に載せ、彼の市に泊つ。……是に狐の力より益れることを知る。蛤の主の女言はく「今より已後、此の市に在ること得不。若し強ひて住まば、終に打ち殺さむ」といふ。狐打ち敢めらえき。其の市に住ま不、人の物を奪は不。彼の市の人物て皆安穏を悦びき。……

この著名な説話と市については、すでに松原弘宣氏(AB)が詳細に分析している。いまB($469\sim73$, $494\sim95$ ページ)によってその論旨を示す。

- (1) 小川市の比定地に関する諸説を検討すると、方県駅の比定地ともみられる岐阜市合渡付近が、岐阜市黒野町古市場、同長良よりも適当である。したがって、小川市は美濃国における水陸両交通の要地にあった。
- (2) 小川市に住む美濃の力女の先祖は、『日本霊異記』上巻第2縁によると、美濃国大野郡の豪族であったとみられる。美濃の力女の小川市での活動は、彼女の個人的能力によるのではなく、出身氏族である大野郡の豪族の力を背景としていたとみられる。
- (3) 尾張の力女の生家(愛知郡方輪里)は、愛知郡内の草(萱)津川(現在の庄内川)に近接するところにあった。同中巻第27縁には、この生家の近くでのこととして、彼女をからかった大船の通行を彼女が妨害したことが見えるが、これは、彼女の一族が萱津・萱津市⁽⁵⁾を支

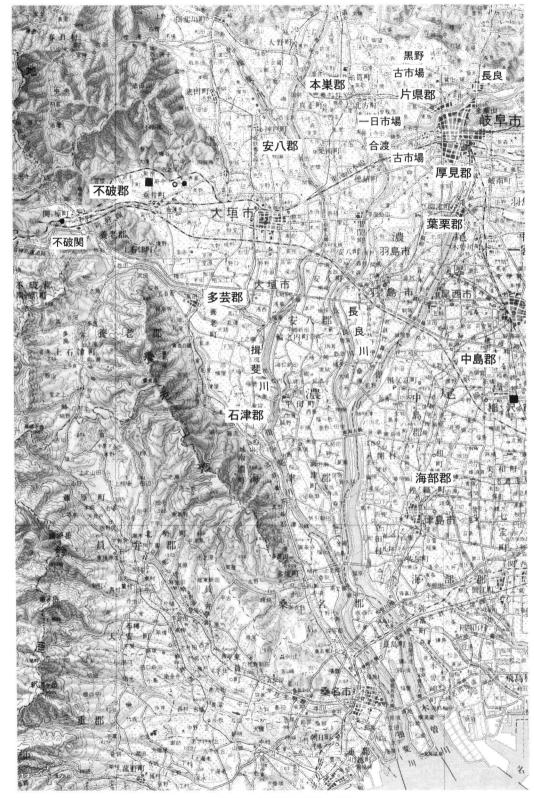
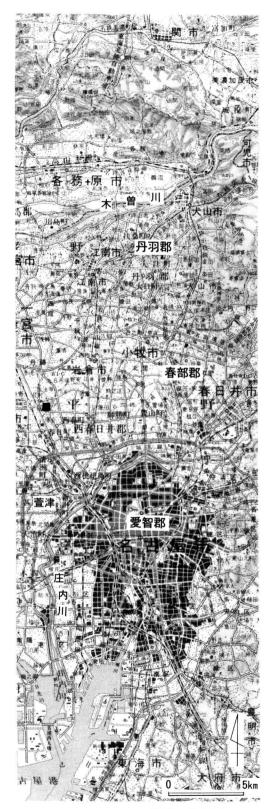


図3 小川市と美濃・尾張



(岐阜・名古屋)

配しており、その支配権を認めないものに対する行動とみることができる。

- (4) 尾張の力女の出身氏族は新興氏族で、萱津川 水運を中心とする地域交易権を掌握したことで 台頭した。しかし、津周辺の人々は全面的には したがっていなかった。
- (5) 同中巻第4縁成立の背景は、つぎのように考えられる。尾張国の諸豪族は、墨俣川などの河川交通によって、海産物を尾張・伊勢から美濃に運漕して交易していた。この尾張国の諸豪族の小川市への進出に対して、美濃国の諸豪族が小川市の交易の独占をはかった。これに対して尾張国の豪族が小川市における交易の自由を求め、それを獲得した。
- (6) 木曽三河川と伊勢湾の水・海上交通によって、 小川市は尾張・伊勢地域と結ばれており、国郡 をこえた地域交易圏が形成されていた。

以上のように、松原氏は、この説話の背景に、伊勢・尾張・美濃に広がる広域の交易圏の存在を想定し、その一郭を占める小川市における交易権をめぐって、美濃国の豪族と尾張国の豪族との対立抗争をみている(図3)。この着想はすぐれたものであり、(4)をのぞいて従いたい。

美濃国の国府は、岐阜県不破郡垂井町府中に比定されている⁽¹⁶⁾。美濃国府が主として海産物を必要とする場合、小川市の所在する片県郡に国符がくだされ、片県郡は小川市で交易調達して国府に進上したのであろう。

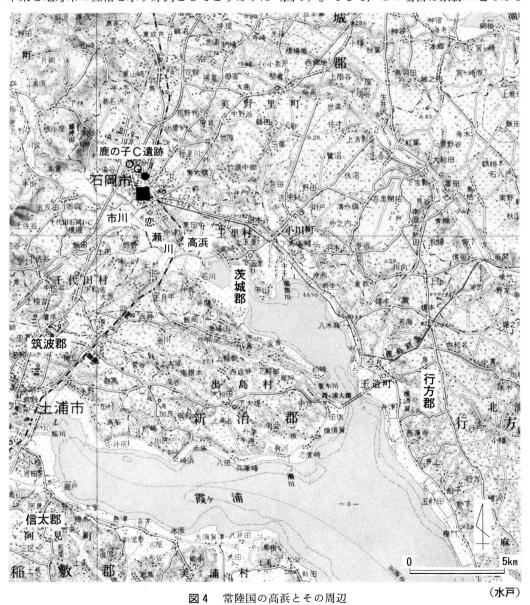
(3) 常陸国の高浜

『常陸国風土記』茨城郡の高浜条には、つぎのような著名な一節がある^{いっ}。

それ此の地は、芳菲の嘉辰、揺落の凉候、駕を 命せて向ひ、舟に乗りて游ぶ。春は則ち浦の花 千に彩り、秋は是岸の葉百に色づく。歌へる鴬 を野の頭に聞き、舞へる鶴を渚の干に覧る。社郎と漁嬢とは浜洲を逐せて輻湊まり、商豎と 農夫とは腑艖に棹さして往来ふ。況むや、三夏の熱き朝、九陽の煎れる夕は、友を嘯び僕を 率て、浜曲に並び坐て、海中を騁望かす。涛の気、稍扇げば、暑さを避くる者は鬱陶しき煩 ひを袪ひ、岡の陰、徐に傾けば、凉しさを追ふ者は歓然しき意を軫かす。……

これについて西村真次氏は、高浜を歌垣場と想定し、「『商豎』の語は、一つはかうした文化末梢地に既に商人の存在したことを證示し、又一つにはかうした場所に商人の集まり来つて市賈に従事したことをも示唆するものと見てよい」(88ページ)と述べている(18)。

「旧稿」では、後にあげる『出雲国風土記』意宇郡忌部神戸条、同嶋根郡朝酌促戸条とともに、本条を地方市の性格を示す好例としてとりあげた(図4)。そして、この場合は景勝の地である



がゆえに、非政治的契機によって自然に地方市が形成された、と考えた(36ページ)。

これに対して松原氏は、高浜の地理的・歴史的条件を詳細に検討し、つぎのように指摘している。すなわち、この地は、古墳時代の茨城国造が霞ヶ浦水上交通や霞ヶ浦周辺を支配する際の重要地点であり、律令時代になっても、近くに国府・国分二寺・茨城郡家、国府工房の可能性が強い鹿の子C遺跡が存在するなど、その重要性はかわらなかった。この点からみて、『風土記』の記載には対句修辞がふくまれているが、水陸両交通を利用して高浜市で交易が奈良時代以前からおこなわれていた。したがって「高浜市の形成を単に景勝地ということに求めることの誤りは明白であろう」(B456~63ページ)。

「旧稿」では、国府市の存在を強調し、国府による国府市の設定という点を重視するあまり、 地方市の自然成立をおしだす結果となった。しかし、高浜に古墳時代から市が成立していた可能 性、律令時代になってその市が国府市として編成された可能性については、松原氏の見解に従い たい。

(4) 出雲国の朝酌促戸渡と忌部神戸

『出雲国風土記』嶋根郡朝酌促戸渡条と同意宇郡忌部神戸条にも、これまでいろいろととりあげられてきたつぎのような記載がある(図 5)。

朝酌の促戸の渡 東に通道あり、西に平原あり、中央は渡なり。則ち、筌を東西に互し、春秋に入れ出だす。大き小き雑の魚、時に来湊りて、筌の辺に駈駭き、風を圧し、水を衝く。 或は筌を破壊り、或は日に腊を製る。ここに捕らるる大き小き雑の魚に、浜躁がしく家臓ひ、市人四より集ひて、自然に鄽を成せり。茲より東に入り、大井の浜に至る間の南と北との二つの浜は、並びに白魚を捕る。水深し。

忌部の神戸 郡家の正西廿一里二百六十歩なり。国造、神吉詞望ひに、朝廷に参向ふ時、御 沐の忌の里なり。故、忌部といふ。即ち、川の辺に湯出づ。出湯の在るところ、海陸を兼 ねたり。仍りて、男も女も、老いたるも少きも、或は道路に駱駅り、或は海中を洲に沿ひ て、日に集ひて市を成し、繽紛ひて燕楽す。一たび濯げば 形容端正しく、再び沐すれば、 万の病悉に除ゆ。古より今に至るまで験を得ずといふことなし。故、俗人、神の湯といふ。 この2 史料は、さきの『常陸国風土記』茨城郡高浜条とともに、「旧稿」で地方市の事例とし てあげたものである。これらについても、松原氏が地理的条件をくわしく検討している。

まず朝酌促戸渡は、国府から北に伸びる駅路上の渡し場であると同時に、中海と宍道湖とを結ぶ水路(大橋川)でもあるという水陸両交通の交点に位置し、松江市矢田町の西辺、塩楯島の西側付近にあたる。そこには市が形成されていた。『風土記』の記載の仕方からみて、「商人に相当するものが、物品ごとの市店を開き、交易がおこなわれていたとみることもできる」とする。また忌部神戸は、玉湯川河口付近の玉作街付近に想定され、宍道湖水上交通と山陰道・正南道という水陸両交通の接点であったとする(466ページ)。

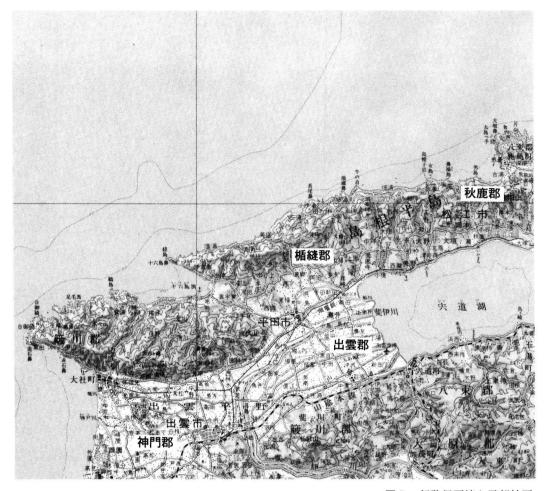


図5 朝酌促戸渡と忌部神戸

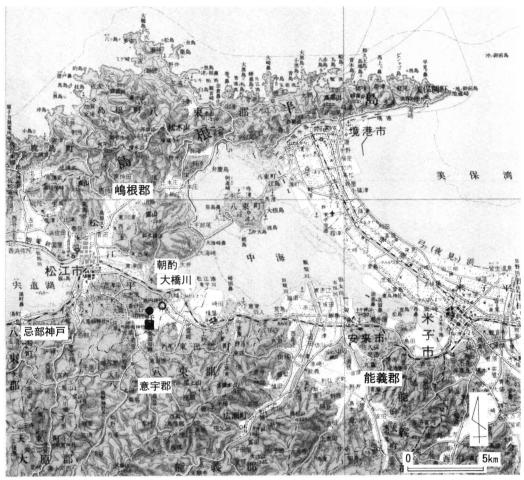
忌部神戸については、松原氏の指摘する面もあるが、『風土記』の文章を素直に読むと、「日に 集ひて市を成し」とは、人々が集まってくることの修辞とみるべきで、市が形成されたとまでと る必要はないと思われる。しかし、朝酌促戸渡については、松原氏の指摘が成立する可能性は大 きい。

(5) 深津市

『日本霊異記』下巻第27縁には、古代の市として著名な備後国の深津市がみえる。この市については、これまで多くの指摘がなされてきている。すでによく知られている史料であるので、要点のみを示すにとどめる。

髑髏の目の穴の笋を掲き脱ちて、祈ひて霊しき表を示す縁 第二十七

白壁の天皇のみ世、宝亀九年戊午の冬十二月下旬に、備後の国葦田の郡大山の里の人、品知 牧人、正月の物を買はむが為に、同じ国の深津の郡深津の市に向かひて往く。中路にして日



(大社・松江)

晩れ、葦田の郡の葦田の竹原に次る。……市に到り物を買ふに、買ふ毎に意の如し。疑はくは、彼の髑髏、祈に因りて恩を報いるかとうたがふ。市より還り来りて、同じ竹原に次る。時の彼の髑髏、乃ち生ける形を現はして、語りて言はく「吾は葦田の郡屋穴国の郷の穴君の弟公なり。賊伯父秋丸に殺さるるもの、是れなり。……我が父母の家は、屋穴国の里に有り、今月の晦の夕、吾が家に臻れ。」……賊盗秋丸、意惣悸然り、事を隠すこと得不して、乃ち答へて言はく「去年十二月下旬、正月元日の物を買はむが為に、我、弟公と市に率て往く。持てる物、馬布綿塩なり。路中にして日晩れ、竹原に宿り、竊に弟公を殺して、彼の物を構り、深津の市に到りて、馬は讃岐の国の人に売り、自余の物等は、今出して用ゐる」といふ。……この説話に言及した研究は多いが、西村真次氏は、つぎの諸点を指摘している(79~83ページ)。①備後に深津市という盛り場があって、布や綿や馬が交易された。②交易は物品と物品との交換によってもおこなわれた。③讃岐のような遠方の人もそこに来ていた。④十二月下旬に正月の入用品を求める風習があった。⑤今日の市村は、古代の深津市の遺称と考えなければならない。古

代における市村の聚落の生活中心地は、海蔵寺址⁽¹⁹⁾のある宮ノ前付近であったらしいから、その付近を深津市の址に擬定することは、きわめて蓋然性に富む。

つぎに、清水三男氏は⁽²⁰⁾この説話を分析して、「①市場が村から可成離れてあった事、 ②従って市場の数が少かった事、②市場で売られる品数も多くなかった事がこの記事から察せられ、 ② 奈良時代村落に於ける商品流通の度の低かった事が知られる」と指摘した(②~〇は栄原)⁽²¹⁾。

このうち清水三男氏の見解に対して、わたくしは「旧稿」(44ページ)、「前著」(33ページ)で、①は認められるが、②からただちに回を導き出すことは疑問であると指摘した。このように考えた理由は、品知牧人や穴君弟公とその伯父秋丸が、いずれも12月下旬に「正月物」を買うために深津市にいったとされている点に注目したためである。

すなわち、彼らが購入しようとしたのは、西村氏も注目しているように(④)、正月に必要とする特別の品物なのであって、彼らがかなり遠方の深津市までわざわざ行ったのは、まったく「正月物」という特別の奢侈的物品を購入するためであり(「前著」第5章でも再論)、逆に正月に必要としない日常的な生活必需品は、わざわざ深津市までいかなくても入手できたと考え、その場合には手近の地方市が利用されることがあったとした。この点から、地方市は「どこにでも存在したと見るべきである」(「旧稿」45ページ)、またその数は「少なかったわけではない」(「前著」34ページ)としたのである。

この点については、現在も考えは変わっていないが、改めて検討したい。まず第1に、清水氏の®の指摘は、「従つて」とあるように、一応②を受けて述べられている。しかし、同氏の論文は、市場を荘園からある程度解放して考察し、「中世の市場は荘園領主経済の一部ではなく、更に広い国民生活の中に成長した」ということを明らかにする点に目的があり、中世の市場と比較するために、古代の市の例として深津市を取り上げている。

したがって、全体の文脈からすると、中世の市場との比較が念頭におかれていることは、容易に察することができる(これは回だけでなく②〇についても同様)。これによれば、②は、中世の市場の数と比べて古代の市の数は少なかった、という当然のことを述べているにすぎないことになる。しかし問題は、中世と古代の市の数の多少という相対的なことの認定にあるのではなく、古代の市の独自の性格を、この史料からいかに読みとるかという点にある。この点で、購入品目のうえで、深津市と地方市とが補完関係にあると見る私見は、有効であると考える。

第2に、「旧稿」(50ページ、注19)、「前著」(57ページ、注61)ではともに、清水氏の指摘 ②(市場で売られる品数は多くなかったこと)について、異論がないとした。しかし、清水氏の指摘は具体的なものではなく、中世の市場との比較においても、簡単に②のように言えるか、即断はできないと考える。深津市で扱われていた品数が多いか少ないかは、相対的な問題である。むしろ問題とすべきは、深津市で売買された物品を具体的に検討することである。

この説話から知られる深津市における売買品は、穴君弟君と伯父の秋丸が運んでいった馬、布、綿、塩である。松原氏は、これらの物品の交易がおこなわれていたのであるから、「深津市が特

殊な市であったことを示すものではない」(B468ページ)と指摘している。

この点について「旧稿」(45ページ),「前著」(34ページ)では,正月元日の物の購入という点を重視して,深津市では,非日常的な奢侈的色彩の濃い物品の交易がおこなわれており,一般的公民の生活から遊離した性格の市であった,と規定した⁽²²⁾。しかしこれは,地方市と国府市との違いをきわだたせることにとらわれすぎた理解であった。そこで,日常の生活用品の交易がおこなわれる点では,地方市も国府市もかわりはないが,非日常的な奢侈品は国府市で交易された,と改めたい。したがって,深津市は,一般的公民の生活から遊離していた側面と,そうではない側面を合わせもっていたと理解する。

第3に、穴君弟公と伯父の秋丸は、葦田郡屋穴国郷から、途中で一泊して深津市にいく予定であった。また品知牧人も、同郡大山里から一泊して深津市にいっている。彼らが深津市に向かった理由は、正月元日の物を購入するためであった。このことは、年末などの特定の時期に、非日常的な奢侈品を売買する場合には、かなり遠方から人々が深津市に集まっていたことを思わせる。日常の生活用品であれば、おそらく葦田郡内にもあったにちがいない地方市で、十分に用が足せるはずであり、わざわざ一泊してまで深津市にいく必要はない。深津市で日常の生活用品を交易するのは、その近隣の人々であろう。

このことは、非日常的な奢侈品と日常の生活用品とでは、深津市の流通経済圏が異なっていたことを示唆している。市の流通経済圏の広がりが品種によって異なっていたことは、十分に考えうるところである。

第4に,深津市で交易されていた上記の交易品のうち,塩に注目したい。備後国は『延喜式』では調庸塩を輸納することになっている⁽²³⁾。これらの塩の生産は沿岸部でおこなわれたであろう。ところが,穴君弟公は,葦田郡屋穴国郷の人ということになっている。屋穴国郷の所在地は不明だが,葦田郡は現在の芦品郡新市町の大部分,府中市の大部分,福山市の一部に相当すると考えられる。すなわち内陸部である。そうすると,穴君弟公らは,どのようにして塩を集積したのであろうか。

穴君の一族からの供給も考えられるが、売却品とするくらいであるから、消費分以外にかなりの余剰があったとみなければならない。この説話では、内陸部から海に近い深津市に塩を持ってきて売却しようとしたという状況を想定されている。これは、通常推定される塩の流れとは逆方向である。深津市への塩の持ち込みが、彼らだけのことであったとは考えられない。海浜部における立地からみても、むしろ逆にこの市では塩が大量に集散し、塩の市が立っていたとみるべきであろう。かれらは、その塩の市で、手持ちの余剰塩を売りさばこうとしていたのであろう。葦田郡をはじめ内陸諸地域の需要を満たすため、塩が交易品として流通していた状況が想定される。

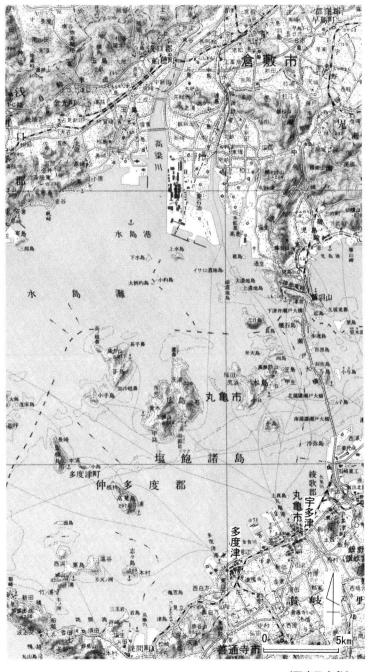
第5に、この説話に登場する穴君弟公の出身氏族である穴君は、安閑紀2年5月甲寅〔9日〕 条に、備後国とは別に婀娜国に膽殖屯倉・膽年部屯倉を設置したことがみえるが、この婀娜(穴) 国と関係があろう。また、国造本紀には「吉備穴国造」というものが見えている。これらによる と、かつて吉備穴国造の管轄する婀娜(穴)国(アナノクニ)という領域が存在していたことが あるとみられる。穴君はおそらくその国造の一族であろう(図 6)。

旧アナノクニの範囲は、推測するしかないが、後の安那郡がこれに含まれるのは当然であろう。 また深津郡は、養老5年(721)4月に安那郡から分立したので、これも旧アナノクニの範囲内 であったはずである。このことは、景行紀27年12月条と符合する。この条には、川上梟帥を刺殺



図6 深津市と讃岐国

した日本武尊が倭に帰る途中、「吉備に到りて穴海を渡る」とある。この「穴海」はアナノクニの海のことであろうから、旧アナノクニはのちの深津郡に当たる沿岸部にまで及んでいたとみられる。さらに注意されるのは、穴君弟公が葦田郡の人とされている点である。後代の説話史料であるが、国造の一族が葦田郡に拠点を持っていることは注目される。というのは、安那郡・深津郡と葦田郡とは、ともに芦田川の東岸側に位置する点で、地理的に共通するからである。これら



(岡山及丸亀)

3郡に囲まれる品知郡もふくめて、旧アナノクニは芦田川東岸の沿岸部までを範囲としていたと考えられる。これによると、深津市は旧アナノクニの沿岸部に位

旧アナノクニの沿岸部に位 置し, 広い意味で芦田川の 旧河口部に存在していたこ とになる。したがってこの 市は、国造時代からの古い 伝統をもっている可能性が ある。これと関連して、松 原氏は、 讃岐国人との交易 がみられることについて, 「深津市は備後灘・燧灘を 中心とする瀬戸内海交易圏 のなかの一交易拠点であっ たことを物語ろう。さらに いえば、深津市は、こうし た瀬戸内海交通を背景とし て成立した市であったとい えるのではないだろうか」 (B468~9ページ) と述べ ている。

これは、深津市を国府市 と見て、国府市を「律令国 家によって上から設定され た官市=政治的市」とし、 自然発生的で政治的市では ない地方市と区別した私見に対する反論である。深津市は、律令国家によって上から設定された市などではなく、瀬戸内海交易の中で成立したというのであろう。わたくしは、深津市成立の契機を瀬戸内海交易のみに求める点については保留したいが、国造時代以来の伝統をもつ深津市が、律令時代に国府市として位置づけられたと考える。

第6に、この説話で深津市に向かったのは、品知牧人、穴君弟公とその伯父であった。このうち穴君は、上記のように国造の一族で、穴君弟公はその末裔であろう。彼や彼の父母や伯父などの一族は、葦田郡屋穴国郷に家をもち、そこでは馬が飼育され、布・綿・塩などが蓄積されていた。つぎに品知牧人は、葦田郡大山里人とあるが、もとは品知郡にゆかりの氏族で、品遅部の伴造である吉備品遅君の一族であろう。正月元日の物という奢侈品を購入しているところからみて、一般農民ではなく、おそらく郡司クラスの豪族の一員であろう。

深津市で交易をおこなっていた人々の階層は明かでない。一般庶民がこの市に出入りしていた ことは否定しないが、年末の時期における交易や奢侈的品目の交易の場合には、郡司クラスの豪 族層の関与が多かったのではないか。

(6) 木ノ市と内ノ市

『日本霊異記』上巻第34縁には、つぎのような説話がおさめられている。

絹の衣を盗ま令めて、妙現菩薩に帰願し、其の絹の衣を修得する縁 第三十四紀伊の国安諦の郡の私部寺の前に、昔一つの家有り。絹の衣十を盗人に取られ、妙見菩薩に憑りて□祈り願ひき。盗みし絹は木の市人に売りき。七日に満た不、倏に猛風来りて、厥の絹を纏へる鹿、衣を褒げて南を指して往き、主の家の庭に隨きて衣を得しめ、乃ち天に去り賜ひき。買へる人転へ聞きて、乃ち盗みし衣なることを知り、当頭きて求め匪、宴嘿にして動か弗りき。斯れも亦奇異しき事なり。

ここには、「木ノ市人」というものが見えている。須山高明氏は、この「木ノ市」を現那賀郡 岩出町赤垣内付近に当てている⁽²⁴⁾。同氏説の趣旨は、

- (1) 盗品の絹衣を纏った鹿が、猛風にのって南を指して飛んでいき、もとの持ち主の家の庭に 至って衣を取りもどさせた、という説話の趣旨からすると、「木ノ市」は、絹が盗まれた安 諦郡の私部寺の前の家からはるか北方にあったことになる。
- (2) 「木ノ市」は、たんに国名を冠するのみであるので、景戒にとっては自明の市であった。そこでこの市は、「国府市か、さもなければ、国府に近い交通の要衝地に位置し、国府市に近い性格をもったもの」と推定できる。また、この市が立地すると推定される名草郡は、海陸交通の要衝で、他郡に比して経済的に優位にある。
- (3) 「宇治関白藤原頼道高野山御参詣記」の永承3年(1048)10月13日条には、「紀伊国市」 に造られた御借屋がみえている。その位置は「去味唹山之南卅許町、木御川之北不経□」と あり、雄ノ山峠より南三○町ほどの紀ノ川北岸にあたる。この市は、南出真助氏によると⁽²⁵⁾、

その後,長承元年(1132)の「鳥羽院庁牒案」にみえる「市村」に続き,近世の山崎荘赤垣 内村へと変遷していく。

などである。わたくしは、(1)(2)については賛成であるが、(3)はやや意見を異にする。この「市村」の存在は、さらに大治元年(1126)7月「平為里私領寄進状案」までさかのぼることができる。 永承3年からこの時まで約80年の開きがあるが、「市」という地名の継続からみて、「市村」が「紀伊国市」を継承するものであった可能性は認められるところである。

しかし、上巻第34縁は、『日本霊異記』の配列順から、聖武天皇のころのこととされている。また、『日本霊異記』が完成したのは弘仁年間である。したがって、永承3年まで200~300年の開きがある。この間の紀ノ川の流路変遷の可能性を考慮すると、場所の移動がなかったとはいえない。そこで、奈良時代の「木ノ市」の位置は、おおむね須山氏にしたがって、南海道と雄ノ山峠越えの道の交点付近で、紀ノ川北岸付近と考えておきたい。

つぎに、『日本霊異記』下巻第6縁には、

禅師の食は将とする魚、化して法花経と作りて、俗の誹を覆す縁 第六

吉野山に一つの山寺有り。名を海部の峯と号く。帝姫阿倍の天皇の御世に一の大僧有りて、彼の山寺に住し、精に敷めて道を修す。身疲れ力弱りて、起居すること得不。魚を食はむと念欲ひて、弟子に語りて言はく「我、魚を噉はむと欲ふ。汝求めて我を養へ」といふ。弟子、師の語を受け、紀伊の国の海辺に至り、鮮けき鯔八隻を買ひて、小櫃に納れて帰り上る。時に本より知れる檀越三人、道に遭ひて問ひて言はく「汝が持てる物は何物ぞ」といふ。童子答へて言はく「此れは法花経なり」といふ。持てる小櫃より、魚の汁垂りて、其の臭きこと魚の如し。俗、経に非じと念ふ。即ち大和の国の内の市の辺に至りて、俗等倶に息む。俗人逼めて言はく「汝が持てる物は、経に非じ。此れ魚なり」といふ。童子答へて言はく「魚に非ず。当に経なり」といふ。俗強ひて開か令む。逆ひ拒むこと得不して、櫃を開きて見れば、法花経八巻に化せり。俗等見て、恐り奇しびて去りぬ。……

とある。これによると、大僧の弟子は、紀ノ川沿いに西に下って紀伊国の海辺にいき、そこで魚を買ってもと来た道を帰るが、その途中に「大和国の内の市」があったことになる。その位置は、内=宇智と考えられるので、現奈良県五条市付近と見るのがよいであろう。

この説話からは、紀ノ川沿いの陸路や、おそらく紀ノ川水運を利用して、紀ノ川河口付近の沿岸部(海部郡)と紀伊半島の内陸部との間で、海の幸と山の幸の輸送・交易がおこなわれていたことが想定される。

紀ノ川とそれに沿う陸路には、河内・和泉や大和から合流・分岐する交通路には、孝子峠越え、雄ノ山峠越え、風吹峠越え、紀見峠越え、巨勢路、芦原峠越え、芋ケ峠越えなどがある。このうち孝子峠越えは西に偏し、風吹峠越え、紀見峠越え、芦原峠越えは険しく、芋ケ峠越えは西に偏している。したがって、雄ノ山峠越えと巨勢路とが、比較的平坦で位置的にも利用が便利であった。



図7 木ノ市と内ノ市

以上の『日本霊異記』によって知られる「木ノ市」「内ノ市」は、これらの交通路と紀ノ川筋 との交点付近に立地していたのである。すなわち、「木ノ市」は、上述のごとく、雄山峠を和歌 山側にくだったあたり、「内ノ市」は、紀ノ川筋や吉野地方への道と、奈良盆地への道(巨勢路) との分岐点付近にあったのであろう。この市へも、海産物が運ばれ交易されていたと考えられる(図 7)。

以上によると、これらの市は、紀伊国と大和国という別の国に属する市として切り離してあつかうのではなく、紀ノ川筋の市として関連させてとらえる視点が必要である。これらの市では、紀伊の海産物、紀伊内陸部の産物、河内・和泉の産物、宇智・大和盆地の産物、吉野山地の産物その他が交易されていたと考えられる。

紀伊国府の位置は、まだ考古学的には突き止められていないが、現和歌山市府中とするのが有力である。奈良時代の「木ノ市」が名草郡と那賀郡のいずれに属していたか明らかでないが、紀



伊国府が交易によって物資を調達する場合は、主としていずれかの郡に命じたと考えられる。これらの郡は、紀ノ川筋の有力な市である「木ノ市」を利用して物資を入手したであろう。もちろん、品目によっては、国府は他の郡に調達を命じることもあったと推定される。

奈良時代の大和国府の所在地については、橿原市久米町丈六北・丈六南、大和郡山市今国府、御所市掖上、橿原市八木その他の諸説にわかれている。大和には、城上郡に海石榴市、高市郡に軽市、城下郡に阿刀桑市、宇智郡に「内ノ市」などの多くの有力な市があるので、大和国府は交易によって物資を調達する場合、品目等を勘案して、適当な郡に命じたと考えられる。そのうち海産物は「内ノ市」で入手された場合が多かったであろう。

(7) 海石榴市

『日本書紀』景行12年10月条と『豊後国風土記』大野郡条にみえる豊後国の「海石榴市」につ

いては、これまでほとんどとりあげられたことがない。たんに地名として海石榴市とあるだけで、 市としての記載がないからであろう。

まず、『日本書紀』景行12年10月条には、

冬十月,到碩田国。其地形広大亦麗。因名碩田也。

福田, 此云 到速見邑。有女人,日速津姫。
為一処之長。其聞天皇車駕,而自奉迎之諮言,兹山有大石窟,日鼠石窟。有二土蜘蛛。住其石窟。一日青,二日白。又於直入県禰疑野,有三土蜘蛛。一日打猨,二日八田,三日国摩侶。是五人,並其為人強力,亦衆類多之。皆日,不従皇命。若強喚者,與兵距焉。天皇悪之,不得進行。即留于来田見邑,権與宮室而居之。仍與群臣議之日,今多動兵衆,以討土蜘蛛。若其畏我兵勢,将隠山野,必為後愁。則採海石榴樹,作椎為兵。因簡猛卒,授兵椎,以穿山排草,襲石室之土蜘蛛,而破于稲葉川上,悉殺其党。血流至踝。故時人其作海石榴椎之処,日海石榴市。亦血流之処日血田也。……

とある。また、『豊後国風土記』大野郡海石榴市・血田条には、

海石榴市・血田 並びに郡の南にあり。 昔者、纏向の日代の宮に御宇しめしし天皇、球覃の行宮に在しき。仍ち、鼠の石窟の土蜘蛛を誅はむと欲して、群臣に詔して、海石榴の樹を伐り採りて、椎に作りて兵と為し、即ち、猛き卒を簡みて、兵の椎を授けて、山を穿ち、草を靡け、土蜘蛛を襲ひて、悉に誅ひ殺したまひき。流るる血は、踝を没れき。其の椎を作りし処は海石榴市といひ、亦、血を流しし処は血田といふ。

景行紀によると、その12年7月に熊襲が反して朝貢しないので、景行天皇は8月に筑紫に向けて行幸に出発し、10月に「碩田国」に至り、「速津姫」から「速見邑」で、反抗的な態度を取っている土蜘蛛に関する情報をえる。そのうちの「鼠石窟」にいる「青」「白」という土蜘蛛については、「来田見邑」に行宮をたて、「海石榴樹」で椎をつくって武器とし、土蜘蛛を急襲して「稲葉川上」で全滅させたという。『風土記』には、「稲葉川上」の地名はみえないが、ほぼ同様の説話がみえる。

これら『日本書紀』『風土記』の土蜘蛛誅滅説話を事実と取る必要はないが、海石榴市については、これらの説話が形成されたころには実在していた、と見てよいのではないか⁽²⁶⁾。

この説話では、海石榴樹で椎をつくり、それを武器として土蜘蛛を倒したことになっている。 したがって、この海石榴樹はふつうの木ではなく、呪的な力を持つ特別な木としてあつかわれて いる。土蜘蛛を倒すことができたのは、まさにそのためであった。では、なぜこの海石榴樹に、 そのような呪力があると考えられたのであろうか。それは、この木が、海石榴市に生えていた樹 木であったからにちがいない。

大和には、同名の海石榴市があり、そこには椿が生えていた。他の市でも、阿刀桑市の桑、餌香(会質)市の橘、軽市の槻など、市には木が植えられていた。これらは、単なる木ではなく、聖なる木である。市は非日常的空間であったので、それを象徴するものであった。この説話の海石榴樹も、そのような樹木であることが前提になっている。この点からみて、この説話が形成さ

れたころには、豊後国には海石榴市が実在しており、そこには椿が植えられていたのであろう。 聖なる海石榴樹の植えられていた海石榴市については、交易などの市関係の記述はないが、単な る地名ではなく、市と考えられる。

では、その所在地はどこであろうか。景行紀によると、鼠の石窟のあり場所について、速見邑の速津姫は「茲の山に大きなる石窟有り」といっているので、速見邑のあたりにあるように受け取れる。しかし、鼠の石窟攻撃に際して景行天皇がいたのは、来田見邑の行宮(『風土記』は球覃行宮)とされている。これは、『和名抄』によると、直入郡の朽編郷(『風土記』は球覃郷)にあたるとみられる。天皇は、この行宮から命令を発して、海石榴樹で椎を作らせているのである。この点からすると、海石榴市はこの行宮に近いところ、すなわち直入郡にあったかのようにもとれるが、いま一つはっきりしない。

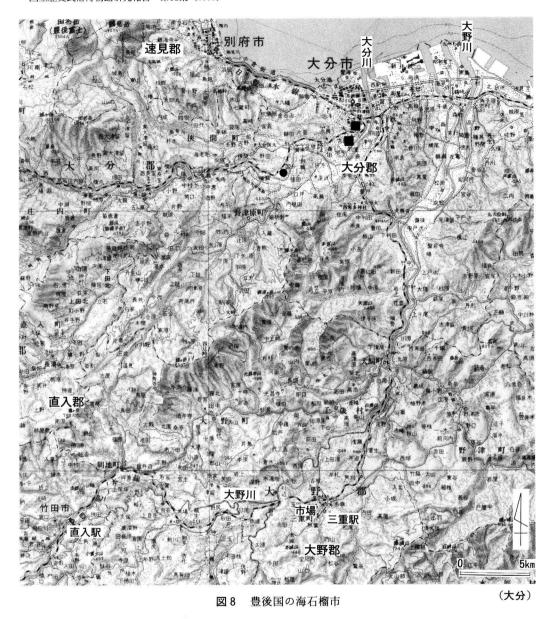
これに対して、『風土記』では、速見郡の首部に、青・白という土蜘蛛のいる鼠の磐窟と、その誅滅のことがみえている。したがって、鼠の石窟は速見郡にあるかのようである。ところが、景行天皇は船で海部郡の宮浦につき、その村に速津姫がいて、この山に鼠の磐窟があることを伝えている。これによると、その所在地は、海部郡のようにもとれる。しかし、海石榴市・血田は大野郡条にみえているので、『風土記』編者は、海石榴市を大野郡にあるものと判断していたのであろう con 。

このように、海石榴市と土蜘蛛との戦いの舞台ははっきりとしないが、来田見邑の行宮、稲葉の川上などからみて、大分川・大野川の上流地域を舞台とする説話として理解することは許されるであろう(図 8)。

駅路に注目すると、高坂駅が大分市上野丘付近に比定され、その次の丹生駅の所在地ははっきりしないが、それを経て三重駅にいたる。三重駅は大野郡三重町市場付近にあてられている。三重駅から駅路は二つに分岐し、一方は西に進んで、竹田市玉来に比定される直入駅をへて肥後国にいたる。もう一方は、南に進んで宇目町小野市に比定される小野駅をへて日向国にいたっている(※)。前者にそってJR豊肥本線や国道57号線・県道が通り、後者には、国道326号線がそっている。ともに古来の重要な交通路であったと推定される。

これらの点からすると、海石榴市の所在地は、三重町もしくは竹田市の中心部付近であった可能性が高いのではなかろうか。これらの地域は、豊後国と肥後国・日向国とを結ぶ交通路の中継点にあたり、そのような地点に市が成立する可能性は、十分にある。

海石榴市は、少なくとも豊後国直入郡・大野郡・海部郡、肥後国阿蘇郡、日向国臼杵郡などに広がる交易圏の中心的な市として、重要であったのであろう。この市を中心とする物流は、大野川の水運が一部で利用された可能性があるが、地理的条件からみて、陸運が中心であったと考えられる。また、『豊後国風土記』では、激しい戦闘があったことを思わせる記事になっている。これは、海石榴市やそれを中心とする交易圏の争奪は激しかったはずだ、と想定されたところから生じたプロットであろう。このような想定は、この地方の豪族が、豊後一肥後・日向交通と海石榴市を、実際に掌握していたところに端を発している。大和朝廷(景行天皇)による九州地方の征服とい



う筋立てで説話を構成すれば、海石榴市をめぐって血みどろの戦いがくりひろげられた、という ことにならざるをえない。

さて、豊後国府の所在地は、考古学的に確認はされていないが、大分川下流の大分市大字古国府~大字羽屋もしくは大分市上野丘に比定されている。これらは、大分郡に属する。したがって、 先の海石榴市の想定地からは、かなり離れている。国の物資調達は、交易による場合、後述するように、郡によっておこなわれた。豊後国の場合は、おもに国府所在郡たる大分郡によっておこなわれたが、必要に応じて、海石榴市の所在郡である直入郡もしくは大野郡に国符が下され、直入郡もしくは大野郡は、海石榴市を利用して物資を整えて国府に送ったのであろう。

3. 国府市と国府交易圏

前節では、古代の史料にみえる市のうち、松原氏や「書評」の批判、それに対する私見に関係するいくつかの市について、再検討をおこなった。本節では、この再検討にもとづいて、地方市・国府市・国府交易圏について、現時点での私見を述べることとする。

(1) 国府市の定義

国による物資の交易調達は、具体的には郡によっておこなわれた。この点を証するのが、つぎの下野国府跡出土木簡の1点(811号)である(図9)。

(依カ)
□□□□国三月廿日符買進□□
□六月廿三日符買進甲料皮
〔国カ〕

この木簡は削り屑である。1988年11月の2回にわたる実見の結果にもとづいて、すでに「前著」で注目したところである(181、183ページ)。その要点は、およそつぎのようである。

- (1) 1行目の「国」の前の文字は「依」の可能性がある。
- (2) 2行目のはじめの文字は、報告書⁽²⁸⁾は「同カ」としているが、 「国」の可能性もある。
- (3) 1, 2 行目の「国」は下野国であろう。
- (4) この木簡は、日付のたびごとに書かれたものではなさそうである。下野国符による指示にしたがって買進されてきた物品を、その伝票にもとづいて、国側で記録した帳簿の断片である。
- (5) 買進の主体は郡の可能性が強い。

この木簡は、その後1992年12月5日の木簡学会で展示され、短時間であったが、重ねて実見の機会をえることができた。その結果、(2)については、端部のために文字の右端と下端のごく一部とが残存しているだけであるので、慎重に検討する必要があるが、(1)(2)とも読みについて変更する必要を認めなかった。

「前著」では、(5)にもとづいて「下野国においては、交易による物品の調達は、国のみならず郡のレベルでも行われていたことになる」(183ページ)と述べた。すなわち国郡二段階の交易調達を想定していた。しかし、この木簡にもとづくと、郡が正税を用いて交

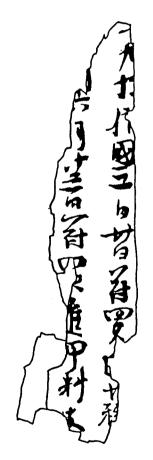


図9 下野国府跡出土 木簡811号 (注28報告書による)

易調達して国に納めたと考えたほうがよい[∞]。国符を受けた郡は、その郡内の市で物資を交易調達した。このように、国符による指示によって郡が交易する市を「国府市」と考えたい。

「旧稿」では、国府市を、養老関市令毎肆立標条の義解によって、国司を本司とする市司が管轄する市であって(37ページ)、国府域内またはその周辺に存在し、国府と密接に関係する市と考えた(41ページ)。このうち後者の部分を、以上のように改めたい。このように考えなおすことによって、「書評」の「地方諸国の財源の中心たる正税と正倉は国府に集中していたわけではなく、各郡衙に分散し、正税の運用には郡司が強く関与していたのである」(上19ページ)という批判や、松原氏の、国府市を全国的・恒常的なものと見ることに対する疑問(B497ページ)に対応することができると思う。

(2) 地方市と国府市の関係

つぎに、地方市と国府市との関係について再検討したい。「旧稿」では、地方市について、つぎのように考えた。すなわち、『常陸国風土記』茨城郡高浜条、『出雲国風土記』意宇郡忌部神戸条、同嶋根郡朝酌促戸条の3例によると、地方市は非政治的契機によって自然に成立したものであり、上から政治的に設定されたものではない(36ページ)。共同体成員の生活に密着する流通経済は、各共同体を結ぶ「商豎」「市人」などの行商人的活動を媒介として、地方市で営まれていた(37ページ)。

また「前著」では、「旧稿」に次のような補訂を加えた。すなわち、地方市の成立要因は、松原氏の批判を受け入れて、水陸交通の結節点=津であるという点に求められる。しかし、その場合でも、その成立に国府権力は介在していない(22ページ)。『和名抄』や『延喜式』神名帳には、市という文字を含む郡郷里・駅・神社の名が各地にみえる(23ページ、表2)。これから推定して、地方市は各所に成立していたらしい(24ページ)。

これに対して、松原氏は、つぎのように「旧稿」の私見を批判している。「地方市の成立要因は、その地が景勝地であるとか温泉地であるとかという点に求めるのではなく、水陸両交通の結節点であるという地理的条件に求められるべきである」。水陸両交通の結節点は津であるので、「地方市の大部分は津であったといっても過言ではない」(A440ページ)。「地方市は律令国家の規制外にあった」と考えられ、地方豪族は、大量の動産物の確保のために、地方市・津を支配していた(A442~3ページ)。地方市は、非政治的契機によって自然に成立したとは断定できない。 $4 \cdot 5$ 世紀以降の地方市は、地方豪族の在地支配、畿内勢力との交通のために成立した。国府市は、「基本的には地方市の存在を前提として、ある場合はその一つを継承し、ある場合には新たに設置したのである」(C43ページ)。「古代の地方市は、……地方豪族が在地支配を貫徹するために上から設定したものと考えられる」(D330ページ)。

また「書評」も、わたくしが、国府市を「律令国家によって上から設定・編成された官市=政治的市」と定義し、それを、古くからある「自然発生的で非政治的」な「地方市」と峻別するこ

とが、当時の地方の実状に合致するものであろうか(上18~19ページ)。「地方市」は、国造や郡司の政治力と無関係に「自然発生的」であったとは思われない(上19ページ)、と批判する。

これまで、私見では、国府市と地方市とを対比的にとらえ、その成立・性格を峻別してきた。これは、国府による交易がおこなわれるのは、国府近辺の特定の市(国府市)であり、その国府市以外にも、各地に市(地方市)が存在していた、という構想にとらわれていたためである。しかし、地方市の成立が自然発生的で非政治的あると考え、国府市と地方市とが、別々の成立の契機をもつとすることは、上記の批判のように、やはり無理が多かった。

各地に地方市が立っていたのは確かであるが、それ以外に国府市が存在するのではない。国符を受けた郡が、その郡内にあるもっとも有力で便宜の多い地方市(その新設・再編成については後述)で物資を交易調達していた。その地方市を国府市と考えたい。したがって、国府市とは、新たに設定されたものをのぞけば、既存の地方市そのものか、それを再編したものである⁽³¹⁾。

(3) 国府と市の位置関係

つぎに、上記のように、国府市を郡との関係で理解すると、国府跡近辺に市関係の地名が多いという事実は、どのように考えられるか。「旧稿」(41ページ、第2表)では25ヵ国、「前著」(30~31ページ、表3)では34ヵ国にわたって、国府跡の近辺に市関係地名を見いだした。さらに精査すれば、この数はもっと増えるであろう。もちろん、それらのすべてが古代までさかのぼるとは考えていないし、その保証もない。しかし、そのなかに、軽市(大和国)、会賀市(河内国)、阿倍市(駿河国)、「市」(近江国)、深津市(備後国)など、奈良時代にまでさかのぼる市が含まれていることも、事実である。

この点からすると、国府の近辺に市が多かったことは、認められるのではないか。そうすると、 このことと国符を受けて郡が交易することとは、どのような関係で理解すればよいであろうか。 国府の位置の選定は、たんに経済的理由ばかりでなく、政治的・軍事的・交通的その他の理由

国府の位直の選定は、たんに経済的理由はかりでなく、政治的・単事的・交通的その他の理由によってもおこなわれた。その理由の力点の置き方いかんで、国府の立地と既存の地方市の所在地とは、近接する場合もあれば、離れる場合もでてくる。しかし、実際問題としては、重なりあう場合の方が多かったであろう。非経済的理由を優先して国府の選地をしても、そこが経済的要地であることはありうることである。その場合、既存の地方市の近辺に国府が設定されることが多くなり、国府跡の近辺に市関係の地名が残存する場合が多いことになる。

(4) 国府市の新設・再編

問題は、国府の設置場所の近辺に、適当な地方市が存在していない場合である。この点は、律令国家権力の流通経済に対する介入の有無の問題と関連する。この点に関する私見は、「旧稿」では、「国府市を中心とする流通経済が国府の経済活動に規定されつつ育成されたのか、逆に国府設定時に高度に発展した地方市を取り込んで国府市に組織したのか」という点は、画一的に考

える必要はなく、「基本的には在地の流通経済の進展度に応じていずれかの形態となったのであろう」(42~43ページ)というものであった。

また「前著」では、この「旧稿」の線にそって、国府市は「以前から存在していた市を編成した場合が基本であるが、場合によっては、新たに国府市を設けることもあったと考えている」 (56ページ、注56) とした。「旧稿」 (43ページ) や「前著」 (32ページ) で、国府市について「律令国家によって上から(設定・)編成された官市=政治的市」と規定したのは、このような意味をふくんでいる。

これに対して松原氏は、この「旧稿」の一文をとくにとりあげて、「この問題は、国府交易圏でおこなわれた交易活動の性格にかかわる問題であり、見過ごすことはできない。このことは、国府市の延長部分として存在するとされた地方市が如何なるものであったのかということになり、この点の解明が必要不可欠のものと考えるのである」と批判し(A406~7ページ)、「基本的には地方市をとりこんで国府市に組織していったと考えられる」(B479ページ)と述べている。また前述のように、国府市は「基本的には、地方市の存在を前提として、ある場合はその一つを継承し、ある場合には新たに設置したのである」(C43ページ)とも述べている。

さらに松原氏は、「既存の地域交易圏を利用する形で、国府市・国府津を設定することはあるが、地方市の未存在の所に、まず国府市を設置しその延長上に国府交易圏を設定し、その発展として地域交易圏が形成されていったとは考えられない」(C48ページ)とする。これはふくみの多い文章であるが、国府市については、地方市を利用して国府市を設置することはあっても、地方市のないところに国府市を新設することはない、という意味であろうか。

「書評」は、「七・八世紀には、地方流通経済の中心が伝統的な在来の市にあり、国府がこのような市に依拠した場合に初めて『国府市』が出現し得た可能性もあるのではなかろうか」(上19ページ)と指摘する。

これらの批判は、私見の主張する地方市と国府市の区別や、国府市の存在を認めた上で、国府市は地方市を前提として成立出現したとする点で、同じ基調の上に立っている。この点自体は、 先の私見と矛盾するものではない。問題となるのは、国府市が新設されたり、既存の地方市が再編成されて国府市とされたりするようなことあったのかどうか、という点である。この点について、松原氏の見解はゆれている。

そこで、この点について、現時点での私見をつぎに示したい。一国内の流通経済の発展度は、 当然のことであるが、かたよりがある。そのため、国のための交易による物資調達にあたって、 郡によって、貢献しうる度合いや貢献の質に差が存在したと考えられる。したがって、有力な地 方市の所在する郡が、国符による命を受けて、国府のために交易にあたることが多くなるのは当 然である。しかし、国府の要求に応じられるような適当な地方市が、その要求を受けた郡内にない場合、もしくは交易に都合のいいように、国府が所在する郡内に新たに国府市を設定したり、 既存の地方市を再編成したりすることがおこなわれたのではないか。 わたくしは、近江国の場合がその実例に当たるのではないかと考える。前節でみたように、7世紀後半には、粟津市が瀬田川西岸(志賀郡)に存在した。その後、8世紀中葉に国府が東岸側(栗太郡)に設けられるにともなって、栗太郡が近江国符を受けて物資の交易調達をおこなうことが多くなったであろう。これにともなって、栗太郡内の瀬田橋の東側たもと付近に、新たに「市」を設置したか、もしくは以前からそのあたりにあった地方市を整備強化したと考えられる。これは、「市」の場所が、琵琶湖水運と瀬田川水運の転換点、瀬田川の渡河点という水陸の物資輸送の要地に当たり、絶好の交易地点であったためである。

この近江国の場合、国郡(律令国家権力)によって国府市が新設もしくは再編されたと考えられる。しかし、わたくしは、このような場合は少なく、多くは既存の地方市が国府市として現れたのではないかと推測している。「書評」は「八世紀前半の国衙の政治力が『国府交易圏』の中心を創出できるほどに強力だったとすることは疑問である」(上19ページ)としている。しかし、この点は画一的に考えるべきではなく、近江国をはじめ個々の国について、具体的に検討する必要があるのではなかろうか。

(5) 市 司

「旧稿」(37,40~41ページ),「前著」(24~28ページ)では,養老関市令毎肆立標条義解や近江国の事例から,国司を本司とする「市司」の存在を指摘した。近江国司を本司とする市司の存在は,本稿の第3節(1)でも再確認した。これに対して松原氏は,①市司は近江国にしかみえないこと,②全国的に国司を本司とする市司が存在したとすると,養老職員令の国司の職掌に「市厘」がないのはおかしいこと,などを根拠として,「国衙の市司の存在を全国的・恒常的なものと見ることには疑問が残るといわざるをえない」(B497ページ)と述べている。

しかし、養老職員令が職掌に「市厘」をあげるのは、都城の市厘の場合にかぎっていると考えられるので、②は必ずしも有効ではない。これに対して①は、史料の乏しさを指摘するものであって、その点は甘受する。しかし、古代史研究の批判としてはやや酷で、むしろ1例とはいえ事例が存在することの方を重視すべきではないか。また松原氏は、養老関市令毎肆立標条義解にかんする私見を否定できていない。これらの点から、わたくしはなお、養老関市令毎肆立標条義解や近江国の事例にもとづいて、国司を本司とする市司の存在を再確認したい。

しかし,国府市のとらえ方を上記のように改めると,それにともなって,市司の性格をどのようにとらえ直すかが問題となる。この点については,つぎのように考えている。

国符を受けて交易する郡は、特定の郡である場合が多いが、かならずしも一定していたわけではない。国が必要とする物品の品目と数量によっては、別の郡が交易調達を担当したり、複数の郡が、それぞれ市で物資を交易調達することが起こりうる。したがって、国府市も単独とはかぎらない。国司を本司とする市司とは、このような複数の郡による国符にもとづく交易調達や複数の国府市を管轄する機関である。このように、市司の職務は郡をまたぐので、国の部局もしくは

担当官として置かれるのが適当であった。

国府を本司とする市司の実例は、史料的には近江国の場合しかない。しかし、各国で国符を受けた郡による物資の交易調達がおこなわれ、国府市が存在したことに対応して、この市司も存在したと考える。

(6) 国府交易圏の構造

つぎに、国府交易圏について再検討したい。私見ではつぎのように考えていた。すなわち、深津市の事例からみて、国府市は、地方市の流通機能によって補完されることによって、その役割をはたしえた。このように「国府市は、その延長部分として地方市を必要とし、これに国府津や駅などが水陸路により結合し、全体として」国府交易圏という流通経済圏を形成していた(「旧稿」45~46ページ、「前著」35ページ)。つまり、国府市が地方市、国府津、駅などと結合して国府交易圏を形成していた、と考えたのである。

これについて松原氏は、「駅家・駅路が交易物資の移動と直接的に結びつかないことは明白」であり、地方市と国府市を結びつけるものとしては機能していない(C43ページ)。また、国府津・国津は『弘仁式』で成立した。したがって、栄原が「国府交易圏を形成するに際し重要な役割を果たしたとする駅=駅路、国府津ともに、8世紀段階では、交易圏形成に機能していなかったと言わざるをえないのである」(C46~47ページ)と指摘している。

また「書評」は、「国府交易圏」の要である「国府市」の存在については、史料的にきわめて不十分である。「奈良時代の日本列島各地に、そのような交易圏が本当に広く実在したのであろうか」(上18ページ)と、基本的な疑問を投げかけている。また下野国の場合、「国の命により郡が交易にあたっていることは、『国府市』を中心としたネットワークとしての交易圏の存在を疑わせる材料にさえなりはしないだろうか」(上30ページ)とのべている。

まず、松原氏の批判には納得できる点が多いので⁽³⁰⁾、これを受け入れて、つぎのように考え直したい。すなわち、国符による物資の調達は、特定の郡(有力な市のある郡、新たに市を設定した郡)がおこなうことが多かったと思われる。それがおこなわれる市が国府市であった。しかし、立地(輸送の便)や品目・数量その他によっては、他の郡が、その郡内の市を利用して、交易調達にあたることもあったであろう。これも国府市である。そのような場合がありうることは、大和国や豊後国について、先に推測したところである。このような、国のための交易調達に、諸郡を介して利用される流通経済の広がりを「国府交易圏」としてとらえる。国符による交易調達は、各国でおこなわれていたので、「書評」の批判(後者)に対応することができると考える。

各郡による交易は、既存の地方市によっておこなわれることが多いとみられるから、「基本的には、在地の流通経済が国府によって国府交易圏として編成された、と考えている」(「前著」56ページ、注56)ことになる。

(7) 国の境界と流通経済圏

このように国府交易圏をとらえた場合、国の境界と流通経済圏の広がりとの関係は、どのように理解できるであろうか。これまでみてきたように、市の流通経済圏の範囲はさまざまであった。 史料的に国の境界をこえることが明らかな場合は、小川市、深津市、木ノ市・内ノ市などである。 小川市の場合は、長良川を利用して、尾張国と美濃国にまたがって交易活動がおこなわれていた。また、備後国の深津市では、讃岐国人が馬を購入している。さらに木ノ市・内ノ市の場合は、紀ノ川筋にそって、紀伊国と大和国に交易圏が広がっていた。これら以外にも、近江国の「市」・ 粟津市の交易圏は、楢磐嶋の説話や『万葉集』の歌からみて、琵琶湖水運を介して、若狭・越前、山背・大和まで広がっていた可能性が高い。また、豊後の海石榴市の場合も、肥後・日向に広がっていた可能性がある。

このうち、深津市の場合について、わたくしは、讃岐と深津市を往還する人々は「この市に近い鞆と多度津付近を結ぶ航路を利用した可能性が最も強い。深津市を中心とする交易圏は、この航路と結びつくことによって、瀬戸内海をこえて南海道に属する地域にまでひろがっていた」(242~3ページ)とのべたことがある⁽³⁰⁾。また、「前著」でも、「深津市を中心とする交易圏が、備後国の東南部にとどまらず、深津ー多度津・宇多津の航路を通じて、讃岐にまで広がっていたことを示している」(202ページ)とした。

このような私見に対して、松原氏は、水・海上交通を契機とする流通経済圏の広がりを重視して、「水・陸路によって、地方市の交易圏は国の範囲を越えていったと考えられる」(A440ページ)、「津に市が設置されたことこそが、水・海路によって、その交易圏を国を越えた広範囲の地域交易圏へと形成しえた要因であった」(B496ページ)、「地域交易圏の形成の最大要因は水上交通の進展にあったとも言えるのである」(C47ページ)などと述べている。また「書評」は、国をこえる流通経済圏の広がりは、「個々の国府を中心として政治的に設定された官製の交易圏=『国府交易圏』の概念に抵触しないのだろうか」と指摘している。

この点については、つぎのように考えている。すなわち、松原氏の見解については、流通経済 圏の形成に、水・海上交通が深く関係していたことは当然であり、私見と抵触するところはない。 しかし、BCのように、陸上交通を重視しない点には賛成できない。水・海上交通の方に重点が あるにせよ、Aのように水陸交通としておくのが穏当であろう。

国府交易圏による物資の交易調達は、国という行政区画に規制されている。ある国が、国符を発して物資の交易調達を郡に命じる場合、他国の郡に国符を下すことはできない。また、国符を受けた郡は、その郡内の地方市を利用して、命じられた物資を交易調達する。したがって、国府交易圏とは、国を単位として存在するものである。しかし、その国府市は、既存の有力な地方市である場合が多い。その市を構成要素として、独自に流通経済が展開しているのは当然であって、その範囲が、国の境界をこえる場合は有りうることである。

深津市を例に取ると、備後国府が深津郡に国符を下して物資の交易調達を命じると、深津郡司は深津市で交易をおこなう。ところが深津市は、国造時代からの長い伝統をもっていたと考えられ、その流通経済圏も、深津郡や備後国の範囲をこえて、讃岐国などまで広がっている。したがって、深津市に讃岐国人がきて交易をおこなうことと、深津市が国府市であり、深津市を含めて、備後国の国府交易圏が備後国内に形成されることとは矛盾しない。

(8) 比国交易

「旧稿」では、国府交易圏の発展段階として、3段階を想定した。第1段階は、国府市と駅・国府津によって形成された原初的な段階、第2段階は、各地の地方市が延長部分として組み込まれ、水陸路で国府・国府市・駅・国府津と緊密に結合されてくる段階、第3段階は、備前国の比国交易を好例として、複数の国府交易圏が結合した段階である(49ページ)。

この国府交易圏の発展段階論は、「前著」で削除した。第1,2段階は、第3段階を位置づけるための素朴単純な論理的要請で設定したにすぎず、ほとんど論証できない構想であったからである。また、駅や国府津を要素とすることについても、前述のように、松原氏の批判を受けたところである。ところが「前著」以前に、松原氏は第3段階の位置づけを中心に、くりかえし批判をくわえている。すなわち、

- ① 8世紀末以降,「国府市を中心とする国衙経済よりも,地方市を中心とする地方豪族層の 私的経済のほうが優位になりつつあったとかんがえられるのではないか」(A443ページ)。
- ② 「国府交易圏の形成を前提とし複数の国府交易圏の結合したものが地域交易圏である」とする栄原の見解は、「国府交易圏・地域交易圏がどのようにして形成されたのかという点は明らかにされていない」。「国府交易圏の成立を前提としなければならないとする点こそが問題であろう」(C39~40ページ)。
- ③ 8世紀末になって、なぜ「初めて国を越えた地域交易圏が形成されたのかを明確にする必要があろう」(C40ページ)。「国府交易圏の形成以前に地域交易圏が成立していたと考えるべきであろう」(C43ページ)。
- ④ 「国府交易圏の存在を否定するものではないが、その本質は地方交易圏の一形態にすぎないと考える」(C46ページ)。「8・9世紀における地方の交易圏の本質は、……国府交易圏にあったのではなく既存の地域交易圏にあったといえるのである」(C48ページ)。

などである。これらの松原氏の見解は、7世紀以前からすでに地域交易圏が展開しており、それが、地方豪族の水上交通を中心とした活動によって、8・9世紀にさらに発展した。国府交易圏の発展とは、この地域交易圏の発展に規定されたものであって、その逆ではない、と整理することができよう。

「旧稿」では、国府交易圏の発展段階それ自体ばかりに目がいき、そのことと在地の流通経済の展開との関係という、松原氏の指摘する重要問題に対する配慮が欠落していた。在地の流通経

済の進展にともなって、国府交易圏のあり方が変化するのは、当然のことである。

比国交易という現象を、本稿における国府交易圏の考え方にしたがって位置づけると、つぎのようになる。すなわち、比国交易がおこなわれる以前では、国符を受けた郡が交易をおこなうのは、その郡内の市であった。国のための物資の交易調達は、その国内でおこなわれたのである。しかし、比国交易は、ある国が隣国の市での交易を公的に認めたところに、従来と異なる点があるのである。これは、隣国の市がその国の国府市として現れたことを意味する。このようなことが起こる背景に、国を越えた流通経済の進展があることはいうまでもない。

4. む す び

以上が、地方市・国府市・国府交易圏についての現在の私見である。「書評」や松原氏の指摘・ 批判にもとづいて私見を再考し、郡による交易調達という観点と、一国内における流通経済の発 展度の地域的なかたよりという点を考慮して、以上のようにとらえ直したい。

このような現在の私見によって、「はじめに」であげた「書評」の批判、すなわち「前著」第5章に対する「『国府交易圏』の具体的構造がほとんど深められていない」、「『国府市』および『国府交易圏』の概念に関する……具体的認識を……明確に窺い知ることはできず、この点心許ない感を禁じえない」(ともに上30ページ)というようなきびしい批判にたいして、幾分なりとも答えようとしたつもりである。しかし、松原氏の「国府交易圏の概念・位置づけ方には従いえない部分もある」(C32ページ)、「国府交易圏なる概念が断案でないことは明か」(C63ページ)、また「書評」の「『国府交易圏』については問題点が少なくない」(上18ページ)、「『国府交易圏』の仮説には、なお多くの解決すべき問題があると考える」(上19ページ)のような総括的な批判に、どこまで答えることができたかは、はなはだ心もとないところである。

地方市・国府市・国府交易圏にかんする私見に対する「書評」、松原氏の指摘・批判は広範なものであった。そのため、本稿では、その一部についてしかあつかうことができなかった。今後とも検討を重ねていかねばならない問題点は多いが、重要と考える点をつぎにあげて、本稿を終わりたい。

第1に、松原氏は「栄原氏の研究は奈良時代における流通経済の特質を明らかにしようとしたものであるため、その形成・展開過程は必ずしも明らかにされてはいない」として、古代の流通経済の特質を明らかにするためには、律令時代に限定せずに、古代全体の流通経済について考察する必要がある、と指摘している(C32ページ)。たしかに、私見は、奈良時代の流通経済を構造的にとらえることに主眼をおいたため、その歴史的把握が不十分であることは明かである。そのため、たとえば、律令制の成立が流通経済に与えた影響、在地の流通経済の進展が国府市や国府交易圏をどのように変容させていったか、などの諸点は、松原氏が種々論じているにもかかわらず、本稿では、ほとんど克服できなかった。

第2に、流通経済の歴史的考察は、市の生成・発展についての考察と関連してくる。そのことはまた、市の本質・機能の分析と不可分の関係にある。この点をめぐっては、古来議論がくりかえされてきたところである⁽³⁴⁾。また、市のさまざまな機能にかんする史料は、海石榴市・軽市・餌香市などの畿内の市にかんするものが多い。いずれも「旧稿」、「前著」、本稿ともにふれることができなかった。

第3に、松原氏は、天平期の正税帳・郡稲帳にみえる官交易は、国府市で購入されたかどうか明確でない。平城宮木簡・正倉院古裂銘文の官交易の史料は、国府市による交易でないことを示唆するか、国府市で購入されたことを傍証しないかのいずれかである(B498~9ページ)。国衙の交易は、国府市でおこなわれたと見ることはできず、むしろ税負担としての性格の強いもので、国郡司の地方行政機構を通して確保されたと見るべきであろう(B500ページ)などの指摘をおこなっている。これらはいずれも重要な論点であると考えるので、慎重に検討してゆきたい。

〔付記〕本稿は、1988年5月30日に、国立歴史民俗博物館でおこなった報告「国府交易圏をめ ぐる諸問題」の一部を原型とし、1993年4月20日に、続日本紀研究会例会においておこ なった報告「国府交易圏にかんする再論」をもとにして成稿したものである(1993年8 月)。

注

- (1) これ以外に、小池栄一氏が紹介の労をとっていただいている。『日本歴史』541,1993年6月。
- (2) 丸山竜平・近藤滋編『史跡近江国衙跡発掘調査報告』(滋賀県教育委員会『滋賀県文化財調査報告書』6,1977年3月)。
- (3) 前著199ページでも一応私見をまとめておいたが、あらためて整理しておく。
- (4) 小林茂文氏(「古代の市の景観ー流通外の機能を中心に一」『早稲田大学大学院文学研究科紀要』別冊8,1982年3月)は、律令国家の定めた市場法の「規定が及ぶ対象も東西市などの官設市であって、地方市を政府が掌握していたかは甚だ疑問である」として、注48で旧稿に対して「近江の国府市の市司が国司の管轄下にあったとするが疑問である」と述べている。氏の論旨は、市の平和はそれを利用する民衆によって維持されていたのであり、権力介入の余地は少ない、という点にあるらしいが、この点は当然のことである。氏は、私見に対してただ「疑問」とするだけで、その内容をなにも述べていない。そのため、近江の国府市に関する私見のどの点に対する疑問であるのか、理解しにくい。
- (5) 『滋賀県の地名(日本歴史地名大系25)』(平凡社,1991年2月)には、この市を粟津市とみても支障ないとする見解が示されている。その可能性は否定できないが、しかし「市」である可能性も、同様に否定できない。私見では、国府の設定にともなって後者の市が新設もしくは整備拡充されたことによって、粟津市の機能がこれに吸収されていく傾向があったのではないかと考えている。この点からすると、この史料の市はやはり「市」と理解できると考える。
- (6) この事件については、松平年一「石山院造営中の小事件に就いて-奈良時代に於ける-」(『歴史学研究』54,1938年5月)があるが、再検討を要する点が多い。この点については別稿を予定している。
- (7) 小林茂文氏は、市における処刑の例として、雄略紀13年3月条(餌香市)、敏達14年3月丙戌条(海石榴市)、天武紀元年7月壬子条(粟津市)の3例をあげ、「共同体再生の儀式」「共同体の秩序回復の供犠」として理解しようとしている。また、このような共同体の思想的習俗は律令法にも継承されたとして、『続日本紀』天平13年3月庚寅条、『獄令』決大辟条、『延喜式』刑部死囚条・東西市司決罪人条をあげている(注4論文)。市における処刑の根底に、小林氏のいうような意味があることは考えられるところである。しかし、それは刑の執行が共同体自身もしくは共同体を代表する首長

の手でおこなわれる次元の場合であろう。史料に残る市における処刑の実例は、いずれも大王権力や 律令国家権力による刑の執行であって、市における処刑にかんする共同体的機能を利用したものと考 えるべきであろう。したがって、みせしめとして刑が執行されたと考えてよい。

- (8) 『続日本紀』天平12年(740)12月癸亥(11日)条に「志賀郡禾津」、同丙寅(14日)条に「禾津」 とある。これを「アハツ」と訓みうるならば、これも関連史料である。
- (9) 以下,『日本霊異記』は遠藤嘉基・春日和男『日本霊異記』(『日本古典文学大系』70, 岩波書店, 1967年3月)の訓読による。ただし,ふりがなは省略する。
- (10) この間の水路については、足利健亮「交通路の発達」(『宇治市史』1,1973年1月)による。
- (11) 福山敏男「奈良時代に於ける石山寺の造営」(『日本建築史の研究』桑名文星堂,1943年10月,綜芸舎,1980年12月覆刻)367ページ。
- (12) 以下, 『万葉集』は, 小島憲之・木下正俊・佐竹昭広『萬葉集』―~四(『日本古典文学全集』小学館)の訓読による。ただし, ふりがなは省略する。
- (13) 川船の大きさは、長さ 3 丈(約9 メートル)、幅 5 尺(約1.5 メートル)、積載量20 斛(現在の約8.6石)ならば大きいほうであった。多くはそれ以下であった。
- (14) 小笠原好彦編『勢多唐橋-橋にみる古代史-』(六興出版,1990年9月)。
- (15) 松原氏は、萱津に萱津市があった可能性はきわめて高いとする(B477ページ注47)。
- (16) 「国府研究の現状 (その一,二)」 (『国立歴史民俗博物館研究報告』10,20,1986年3月,1989年3月)。以下、国府跡の比定はこれによる。
- (17) 以下,各風土記の訓読は,秋本吉郎『風土記』(『日本古典文学大系』2,岩波書店,1958年4月) による。ただし、ふりがなは省略する。
- (18) 西村真次『日本古代経済』交換篇第2冊市場(東京堂,1933年5月)。以下,西村氏の説はこれによる。
- (19) 福山市教育委員会『史跡宮の前廃寺跡-調査と整備-』(1977年),西村真次「海蔵寺址の古瓦と心礎」(『日本研究』2,1930年10月),同「道上村出土の弥生式擂鉢と海蔵寺址の古瓦と心礎」(『備後史談』7-2,1931年2月)。
- (20) 清水三男「村落と市場」(『日本中世の村落』,1942年10月)。
- (21) このほか奥野中彦氏は、この説話が、古代においては恒常的な性格をもつ商品交換関係は認め難いという証とされていること(永原慶二『日本経済史大系』 2 中世、19ページ)に疑問を呈し、「地方にも市が成立し、その市にたいして農民層が密接な関連をもつようになってきていることに注意を払うべきものであろう」とする。同「平安時代の流通」(『中世国家成立過程の研究』1979年8月、もと『日本歴史』265、1970年6月)。奥野氏のいう「農民層」とは、どのような階層かはっきりしない。本文でみたように、この説話に見える穴君弟公・品知牧人は、ともに郡司クラスの豪族の一族であり、一般農民層ではない。
- (22) 松原氏は、「旧稿」について、「正月用の物品を購入に行ったから深津市が国府市であったと断定しえるか、若干の疑点がある」(D331ページ)と批判している。しかし、わたくしは、正月用の物品の購入を根拠にして深津市を国府市と規定していない。わたくしは、国府市である深津市で正月物という非日常的な奢侈的物品が交易されていたと述べたのである(44~5ページ)。
- (23) 貞観寺領の備後国深津荘は塩生産と関わりが深いと考えられる。
- (24) 須山高明「「木ノ市」考ー『霊異記』上巻第卅四縁を素材として-」(『和歌山地方史研究』 7, 1984年7月)。
- (25) 南出真助「平安期の雄ノ山越と河津集落」(和歌山県教育委員会『歴史の道調査報告書(Ⅱ)南海道・大和街道ほか』, 1980年 3 月)
- (26) 早川二郎氏は,景行紀によって市が存在したと見るべきことを指摘している。同「我が「古代」史における交換経済の発展」(『日本古代史研究と時代区分論-早川二郎著作集 2 』未来社,1977年4月)198ページ。
- (27) 秋本吉郎氏は、『風土記』はおそらく景行紀を素材として筆録され、その当時景行紀に見える地名の所在はすでに明かでなくなっていたので、「海石榴市・血田を大野郡の内、郡家南方の大野川中流(平井・大野・緒方・奥嶽の数川に分かれている)の地と解して記載したものの如くである」(『日本古典文学大系』頭注、364~5ページ)としている。
- (28) 駅の比定は,戸祭由美夫「豊後国」(藤岡謙二郎編『古代日本の交通路』Ⅳ,1979年1月,大明堂)

による。

- (29) 栃木県教育委員会『下野国府跡Ⅵ 木簡・漆紙文書調査報告』(『栃木県埋蔵文化財調査報告』第 74集)1987年。
- (30) 「前著」では曖昧にしていた点を、以上のように改めたい。この点については、1992年12月5日の 木簡学会における石上英一氏の発言に示唆を受けた。
- (31) ただし、松原氏が、地方市の成立を地方豪族による設定とした点(D330ページ)は、問題が多い。これまでの松原氏の見解は、地方市にたいする地方豪族の支配という点にとどまっていた。しかし、ここでは、地方豪族による地方市の設定を主張している。市の起源については、周知のように、さまざまな見解があるところであって、十分な検討を要する。
- (32) ただし、松原氏の批判については、つぎのように考えている。まず駅家については、たしかに駅家 そのものが交易点となることは考えにくいが、駅路という道路そのものは、交易に利用されてもよか ろう。一方、国府津・国津については、仮にその成立が松原氏の指摘する『弘仁式』あったとしても、それは制度的な成立と見るべきであって、八世紀においても沿海各国に主要港はおのずからあったは ずである。この港そのものが交易点になることは、ありえないことではないが、粟津に対する栗津市、深津に対する深津市のように、その近辺に市が立つこともあったと思われる。
- (33) 栄原「瀬戸内の海道と港」(門脇禎二編『古代文化と地方』〔『地方文化の日本史』 2〕1978年 2月,文一総合出版)。
- (34) この点については、小林茂文注4論文が注目される。

Reconcideration of the Nature and Extent of Kokufu Markets and Trading Areas

SAKAEHARA Towao

This research challenges existing interpretations regarding the relationships between regional and kokufu markets, and presents some of the author's ideas on this important aspect of development of urban centers in early Japan. Under a directive issued by the provincial government, district regional markets could be designated as kokufu (provincial government center) markets. The districts which received this directive were designated to trade and procure goods for the provincial government.

The most convenient or promising district market was usually designated as the kokufu market. If there was no such market, or the existing market was somehow insufficient; the market was rebuilt or expanded, or a new market was constructed in the district in which the provincial government center was located. Except in cases where a new market was built, an existing district market thus became the kokufu market, either in its original form or in a modified or expanded form.

This system, in which one powerful district was given the chief responsibility for procurement of goods for the kokufu, developed naturally. Other districts were also involved in the process of trade and procurement, and kokufu markets eventually developed in these as well. Thus the area covered by these marketing and procurement activities, or 'Provincial Trading Area', expanded to include the entire kuni (province). The complicated system of trade and markets within this area was managed and regulated by the provincial government, but as many of the kokufu markets were already well developed before designation, the actual trade networks may have extended outside the boundaries of the province.